

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

本市では、平成27(2015)年度の子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、質の高い幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供するため、保育需要を把握し、教育・保育の計画的な整備と提供体制を定める「朝霞市子ども・子育て支援事業計画」と、子育て支援施策を総合的に推進するための「朝霞市次世代育成支援行動計画」を包含した平成27(2015)年度から令和元(2019)年度までの5年間を計画期間とする「朝霞市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。その後、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間を計画期間とする、「朝霞市子どもの貧困対策計画」を包含した「第2期朝霞市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

このような背景がある中、国では、ますます深刻化する少子化に伴う労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など将来的に社会・経済への影響を与える懸念等、こども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受けて、「こども基本法」を令和4年6月に公布、令和5年4月に施行し、本法に掲げられたこども施策の立案、実施を担う行政機関として「こども家庭庁」が発足、令和5年12月には「こども大綱」と「こども未来戦略」が策定されました。

本市では、「こども基本法」に基づき、本市の「朝霞市子ども・子育て支援事業計画」を「朝霞市こども計画」と名称変更し、新たに「朝霞市こども・若者計画」を包含することにしました。こども計画は、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すものと「こども大綱」にて指針が示されています。

この「朝霞市こども計画」は、「第2期朝霞市子ども・子育て支援事業計画」の理念や施策を引き継ぎながら、より効果的な施策を展開するために策定します。

コラム

♡ 「こどもまんなか社会」とは！

こどもまんなか社会とは、すべてのこどもや若者が幸せに暮らせるように、常にこどもや若者の今とこれからにとって最もよいことは何かを考え、社会全体で支えていくこと。



2 こども施策をめぐる国の動き

(1) こども基本法について

こども基本法は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4(2022)年6月に成立し、令和5(2023)年4月に施行されました。こども施策は、6つの基本理念をもとに行われます。

(2) こども家庭庁について

こども家庭庁は、こども基本法の施行とともに、令和5(2023)年4月に発足しました。こども家庭庁は、「こどもまんなか社会」を実現するために、こどもの視点に立って意見を聞き、こどもにとっての一番の利益を考え、こどもと家庭の福祉や健康の向上を支援し、こどもの権利を守るこども政策について取り組みます。

(3) こども大綱について

令和5(2023)年12月22日、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。

こども施策に関する基本的な6つの方針

1

こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

4

良質な育成環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

2

こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく

5

若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)※の打破に取り組む

3

こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

6

施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

※隘路(あいろ)・・・物事を進める上で妨げとなる困難な問題

(4) こども未来戦略について

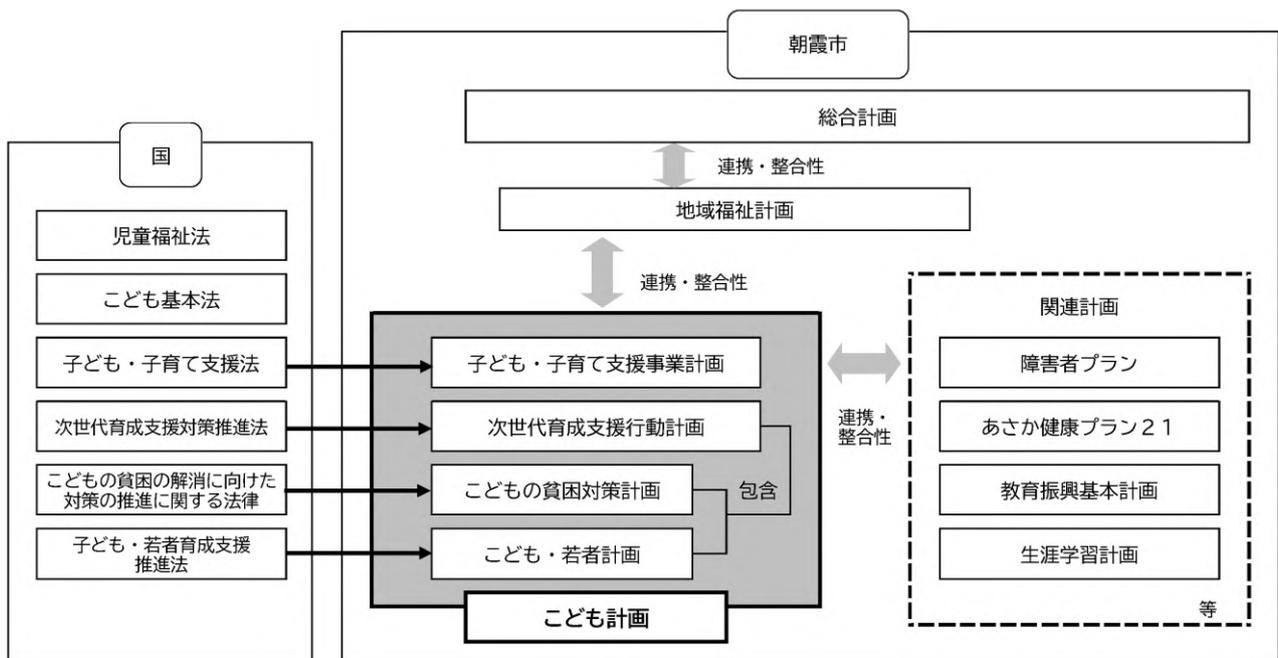
若い世代の方の将来展望を描けない状況や、子育てをされている方の生活や子育ての悩みを受け止めて、令和5(2023)年12月に「こども未来戦略」が策定されました。

こども未来戦略 基本理念

- 1 若者・子育て世代の所得を増やす
- 2 社会全体の構造や意識を変える
- 3 すべてのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく

3 計画の性格と位置付け

- この計画は、「こども基本法」第10条に基づいて策定しています。第2期計画まで継承してきた、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画(第5章)」、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画(第4章)」、こどもの貧困対策の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「こどもの貧困対策計画(第4章)」、また、新たに子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画(第4章)」を含むものとして、本市の子ども・子育て施策を幅広く検討するものです。
- こどもの貧困対策計画は、「次世代育成支援行動計画(第4章)」の基本方針
 - 2-1「子ども・若者が生きる力を育むことができるように」
 - 3-1「ライフステージを通じた切れ目のない支援を提供するために」
 - 3-2「様々な困難を抱える子育て家庭に切れ目のない支援を提供するために」
 - 3-3「子育て家庭が住み続けたくなるまちにするために」
 に包含しています。
- 子ども・若者計画は、「次世代育成支援行動計画(第4章)」の基本方針
 - 1-1「子ども・若者が心身ともに健やかに成長できるように」
 - 1-2「子ども・若者の権利や意見が尊重されるために」
 - 2-1「子ども・若者が生きる力を育むことができるように」
 に包含しています。
- この計画は、本市の最上位計画である「朝霞市総合計画」の分野別計画に位置付け、上位計画である「朝霞市地域福祉計画」、そのほかの関係する各分野の計画と連携・整合を図りつつ策定したものです。
- この計画の推進に当たっては、各計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう柔軟に計画を進めます。



※上記は子ども計画を中心として記した図です。

4 計画の期間

この計画は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5か年を計画の期間とし、今後の制度改正といった国の動向等により、計画期間内においても必要に応じて見直しを行います。

5 計画の対象

この計画の対象は、出生前から乳幼児期を初め、こども(0歳からおおむね18歳まで)及び若者(おおむね15歳からおおむね30歳未満まで)とその保護者等とします。ただし、一部の施策については、年齢を拡大して対象としているものもあります。

※本計画において、「こども」の表記は、ひらがなとします。ただし、法令に定めがある場合等は「子ども」や「子供」と表記することとします。